**○国土交通省告示第四百九十九号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 一宮市丹陽町九日市場字竹之宮二一〇番一から同市丹陽町九日市場字大堀一四七番まで | 前 | 最大 二〇六 | 六六 |
| | | 最小 一八一 | |
| | 後 | 最大 二五四 | |
| | | 最小 一八八 | |

**○国土交通省告示第五百号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十六年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　一　登録番号　補・第15―㈡号
　　二　登録養成施設の名称　札幌工科専門学校
　　三　変更後の登録養成施設の長の氏名　常松　哲
　　四　変更年月日　平成二十六年四月一日
2　一　登録番号　補・第20―㈡号
　　二　登録養成施設の名称　岡山科学技術専門学校
　　三　変更後の登録養成施設の長の氏名　中桐　上雄
　　四　変更年月日　平成二十六年四月一日

**○国土交通省告示第五百一号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の休止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十六年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　一　養成業務を休止した登録養成施設設置者の名称　学校法人鶴学園
　　二　養成業務を休止した登録養成施設の名称　広島工業大学専門学校
　　三　養成業務を休止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
　　四　養成業務を休止した者の登録番号　補・第14―㈡号
　　五　養成業務を休止した者の住所　広島県広島市佐伯区三宅二丁目一番一号
　　六　休止した養成業務の範囲　養成業務の全部
　　七　休止期間　平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの休止期間を延長し、平成二十六年八月三十日までとする。
2　一　養成業務を休止した登録養成施設設置者の名称　学校法人後藤学園
　　二　養成業務を休止した登録養成施設の名称　智泉福祉製菓専門学校
　　三　養成業務を休止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
　　四　養成業務を休止した者の登録番号　補・第18―㈡号
　　五　養成業務を休止した者の住所　大分県大分市桜ヶ丘七番八号
　　六　休止した養成業務の範囲　養成業務の全部
　　七　休止期間　平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの休止期間を延長し、平成二十六年八月三十日までとする。

**○国土交通省告示第五百二号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の廃止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十六年四月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人川島学園
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　鹿児島建設専門学校
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第9―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　鹿児島県鹿児島市五ヶ別府町字桃ヶ迫三五九一番三
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

**○関東地方整備局告示第二百十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所図面縦覧場所

二十号及び五二十号　甲斐市下今井字南原三〇〇一番三から同市下今井字上ノ山三四八一番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年四月十日

**○北陸地方整備局告示第六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　八号及び十七号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 三条市猪子場新田字中谷内八六七番一から同市猪子場新田字村上八九番二〇まで | 前 | 一四・七〇～三〇・三三 | 〇・六三六 |
| | 後 | 一二・〇三～三二・五二 | 〇・六三六 |

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

**○北陸地方整備局告示第六十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日　北陸地方整備局長　野田　徹

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十七号及び二百九十一号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 魚沼市佐梨字居平七八八番五から同市佐梨字居平七五番一まで | 前 | 一二・〇八～一四・一四 | 〇・〇七一 |
| | 後 | 一二・二四～一五・一七 | 〇・〇七一 |

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所